

クラブ規約

LION Jr.規約

- 1) 名 称：LION Jr.
- 2) 創 立：令和3年4月(2021年4月)
- 3) コンセプト：【学び・チャレンジ・気づき・喜び】
 - ・グッドフットボーラーの育成(自立・規律・挨拶・感謝・メンタル強化)
※私生活からフットボールへの繋がりを大切に！
 - ・個の能力向上に特化した指導(フットボールIQの高い選手の育成)
※個人技・個人戦術・グループ戦術の向上を中心にトレーニング
- 4) 活 動：本クラブは3)の目的のために以下活動を行う
 - ①サッカー/フットサルの能力向上・サッカーIQの構築
 - ②各種大会への参加(公式戦・練習試合・1dayカップ等)
 - ③サッカー/フットサルの合宿
 - ④補助活動として親睦を深めるためサッカー以外のレクリエーションを実施する場合がある(社会情勢による)
- 5) 指 導 者：監督は日本サッカー協会指導者ライセンス有資格者とする
コーチは当クラブの方針・指導法をリスペクトすることができ
指導実践を積み監督が許可した者のみとする
※監督はコーチの資格取得に務める
- 6) 入 団 資 格：選手・保護者共にクラブの方針を理解・リスペクトし
クラブの規約に従うことができる年長さん～6年生
- 7) 入 団 方 法：入団希望者は入団申込書に必要事項を記入の上、代表者の許可を得る
- 8) クラブ生の義務：本クラブ生は下記を理解し活動すること
 - ①練習・試合には原則として参加する
 - ②前述の活動を休む場合はチーム BAND に理由を入れる
 - ③規定の月謝を支払う
 - ④コーチ・保護者・グラウンドに対して必ず大きな声で挨拶をする
 - ⑤練習中・試合中はコーチ、レフリーをリスペクトし異議を唱えない

9)退 団：本クラブを退団する場合は退団希望日の1カ月前までに代表者へ連絡し、代表者に届け出ること。クラブ側も退団理由に問題ない場合は速やかに退団選手の除籍手続きを行うものとする。
退団後に本クラブを蔑む発言や行為、SNSへの投稿などクラブ側で認知した場合には然るべき措置をとる場合がある

10)除 籍：クラブ生もしくは保護者にて下記事項に該当した場合は監督・コーチにて協議の上、除籍処分とする。
コーチも同様とし当該コーチ以外で協議の上、同処分とする。

- ①著しく不適当な行為があった場合
 - ②クラブならびに指導者間の和を著しく乱した場合
 - ③クラブの名誉を汚した場合
 - ④クラブの主旨・規約に反する言動、行動を行った場合
 - ⑤指導者に対する批判や陰口を聞いた場合
 - ⑥クラブならびに指導者に対する批判や機密事項を他チームの指導者・保護者・選手に他言した場合
 - ⑦反社会的な行動をした場合
 - ⑧指導者と保護者・保護者間でトラブルを起こした場合
- ⑤⑥については選手やチームにいたずらに動揺を与えるだけで無意味なことです。ご意見ある方は直接監督に申し出ること
⑧については発覚した時点で監督・コーチにて協議の上、決定する

11)再 入 団：一度退団した選手は退団の内容を加味して決定する。
ただし、除籍処分及び在籍時それ相当の事例があった場合は原則認めない

12)休 講：本クラブは、以下の理由により施設の場所・時間変更、または休講することができる。
天災・地変その他やむをえない事情によりグラウンドコンディションが不良な時。社会情勢、経済状況に重大な異変がある時。
その他、本クラブが開催不可と判断した時。

13)遵 守 事 項：会員およびその保護者は下記の事項を守らなければならない。

本クラブの目的に沿うように努める。

本クラブの名誉を汚すような行為をしない。

本規約を含め、本クラブが定める規則などを遵守する。

本クラブが指定したユニフォームを着用の上、試合に参加すること。

本クラブの方針を尊重し、代表・監督・コーチ・選手・他保護者を常にリスペクトしてクラブを支持・支援する。

クラブ活動・試合での選手起用法等、全てを代表者及びコーチに一任し、本規約及びクラブの諸規則を遵守する

保護者は練習中・試合中にかかわらず外部からコーチ及び選手、他保護者や相手チームのコーチ及び選手、保護者に指示や罵声を発しない。

14)活動中の怪我と保険加入：選手は本クラブが指定するスポーツ保険に加入し、

その保険にかかる代金は年会費から支払うものとする。

選手は保険加入手続きが完了するまで、

練習には参加できない。

本クラブ員が、練習中、試合中又はそれらの往復時等において負傷をした場合、応急処置を施し病院までの搬送を行うが、傷害及び死亡事故に対する補償は、加入するスポーツ障害 保険の約定内での保証とする。クラブ員に、負傷等が起こった場合、チーム又は帯同指導者への責任は問わない。

15)盗 難・粉 失：練習中に生じた盗難・紛失について、

本クラブは一切損害賠償の責を負わないものとする。

16)個人情報の管理に：本クラブは、クラブ生が入会・在籍に関して

知り得たクラブ生に関する情報（以下「クラブ生情報」という）について、次の目的（これらと相当の関連性を有すると合理的に認められる目的を含む）でのみ利用する。本クラブの運営及び活動ならびに情報管理、書類面の発送、連絡。本クラブの案内、挨拶状などの発送。法律及び規則で認められた場合並びに公的機関からの要請などにより本クラブが第三者への提供が必要とした場合。その他本クラブが本クラブの運営及び活動のために利用（第三者への提供を含む）が必要と判断した場合。

17)活動中の写真並び掲載について：本クラブの運営、広報活動のため、
本クラブ活動中の写真、ライブ情報を
SNS (Facebook、Twitter、Instagram など)
上に掲載することがある。
クラブ生及びその保護者はこれを了承の上、
入会するものとする。

18)活 動 内 容：別紙参照

19)料 金：別紙参照

20)旅 費：合宿・遠征等で宿泊及び飲食が発生する場合は
参加者各自(選手)にてすべて負担する
※遠征帯同者の宿泊費は参加選手で割って負担する
※遠征の定義は移動距離往復 150km を超えた場合とする

21)交 通 費：有料道路を利用した遠征等で保護者に送迎していただいた場合
下記にて各選手に交通費を請求する
①有料道路利用料は配車台数分、全参加選手数にて割る
※有料道路利用料が発生する定義は使用都度とする
②ガソリン代は配車台数×距離を 1km20 円にて計算し選手数で割る
※ガソリン代が発生する定義は移動距離往復 50km を超えた場合とする

22)送迎時の事故：①クラブ員の練習・試合等の送迎中に事故が起こった場合、その車両
が加入をする保険を適用し、その保険の約定内の補償をもって対処を
する。また、本クラブ、指導者、車両運転者等にそれ以上の責任を
問わない。
②クラブ員の練習・試合等、会場への送迎時又は駐車場内の事故（車
にボールが当たる・盗難・接触事故等）について車両の管理は自己責
任において対処し、本クラブに対し一切の責任を問わない。
③上記に賛同いただけない場合は場合は各自単独にて送迎を実施する
駐車台数制限のある場合は各自にて駐車場を探すものとする。

23)レフリー資格：保護者でレフリー資格取得希望者は各学年2名までは
全額クラブにて受講料を負担する
資格取得後は積極的に実践を行い質を上げる
資格取得後、実践拒否等、実践しなかった時は
受講料を返金してもらう場合がある

24)規約の改定・追加：本クラブは必要に応じて随時本規約を改正することができる。
規約の改定・追加はクラブ代表者のみが行えるものとする。
ただし改定必須項目についてはクラブ代表者及びスタッフのみで
改定できるものとする。上記内容以外については保護者にも事前
に通知し了承を得るものとする。

附 則：この規約は令和6年7月21日より実施する

2023年10月15日 9),14),22),24)改定

2024年4月1日 20),21)改定